

能代市二ツ井町合併協議会について

協議会の開催は、3月6日(日)から5
回程度開催される予定です。

合併期日、新市の名称、新市建設計
画などについて協議を行います。

・両市町の長が協議して定めた学識経
験を有する者1名
の計17名で組織します。

能代市の委員は、豊澤能代市長、渡

- ◎組織の構成メンバー
- ・両市町の長
 - ・両市町の議会議長
 - ・両市町の議会議員各2名
 - ・両市町の議会議員以外の者で両市町
の長が定めた学識経験を有する者各
4名

辺芳勝能代市議会議長、議会議員2名
は、平野龍市副議長、武田正廣議員、
市町の長が定めた学識経験者各4名に
ついては、佐藤浩嗣さん(能代市商店
会連合理事長)、大高新誠さん(能代
市認定農業者協議会会長)、高橋陽子
さん(能代市廃棄物減量等推進審議会

前会長)、深川典子さん(能代市行政改
革推進委員会委員)、また、両市町の長
が協議して定めた学識経験者は、秋田
県山本地域振興局長にお願いしました。

■合併協定項目

市と町が行っている事務事業等につ
いて、調整(すり合わせ)が必要にな
ります。住民生活に深く関わりのある
事務事業について集約し、協議を行
います。協定項目は35項目となってい

■新市建設計画

(新市まちづくり計画)

新市建設計画は、まちづくり基本方
針、新市の施策、財政計画など、地域
の将来像を示し、新市の総合的なまち
づくりの基本となる重要な計画です。

新市建設計画は、合併協議会で協議
され、決定後、新市建設計画概要版を
3月20日ごろ、全世帯に配布する予定
です。

3月20日ごろ、新市建設
計画概要版を全世帯に配
布します

合併協定項目

基本的協定項目	1	合併の方式
	2	合併の期日
	3	市の名称
	4	事務所の位置
	5	財産及び債務の取扱い
合併特例法による協定項目	6	議員の定数及び任期の取扱い
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
	8	地方税の取扱い
	9	地域審議会等の取扱い
	10	一般職の職員の身分の取扱い
すり合わせが必要な協定項目	11	特別職の身分の取扱い
	12	条例・規則等の取扱い
	13	事務組織及び機構の取扱い
	14	一部事務組合等の取扱い
	15	使用料・手数料等の取扱い
	16	公共的団体等の取扱い
	17	補助金・交付金等の取扱い
	18	町名・字名の取扱い
	19	慣行の取扱い
	20	国民健康保険事業の取扱い
	21	介護保険事業の取扱い
	22	消防団の取扱い
	23	行政区等の取扱い
各種事務事業の取扱い	24	電算システム事業
	25	納税関係事業
	26	消防防災関係事業
	27	保健衛生事業
	28	福祉関係事業
	29	環境対策事業
	30	農林水産関係事業
	31	商工・観光関係事業
	32	建設関係事業
	33	学校教育事業
新市建設計画	34	社会教育事業
	35	新市建設計画